平成２７年（フ）第１５０号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地（41―503）
債務者　坂本　弘一（旧姓宮ヶ原）
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１５９号
奈良県大和高田市大字藤森86番２号　社会福祉法人青垣園、住民票上の住所大阪府東大阪市長田３丁目８番18号サンライズ長田602号
債務者　濱田　良子（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１９５号
函館市美原３丁目12番12―103号
債務者　村本　貴俊
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２１０号
沖縄県豊見城市字翁長739番地
債務者　島袋　愛美
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第８５号
千葉県銚子市豊里台１丁目1044番地の746介護老人保健施設とよさと、住民票上の住所千葉県銚子市春日町2150番地　市営住宅Ｅ―13号
債務者　島田　康志
法定代理人成年後見人　飯嶋　孝夫
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第２２０号
相模原市緑区橋本７丁目２番６号　菅谷ハイツ202号
債務者　臼倉瑠倚ことＵＳＵＫＵＲＡ　ＲＥＢＥＣＣＡ　ＭＡＧＬＡＱＵＥこと　ウスクラ　レベッカ　マグラキ
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２２７号
相模原市南区麻溝台８丁目31番13号　マンションヤジマＣ　104号室
債務者　柘植　栄美
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２３７号
相模原市南区新磯野１丁目27番14号　サンハイツアン２Ａ―１
債務者　住　久美子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２３８号
相模原市中央区相模原１丁目７番19号　メゾンド・長良205
債務者　菅原　建哉
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２３９号
相模原市緑区二本松４丁目20番17号　グリーンコーポ高城107
債務者　長尾　廣範
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２４０号
相模原市緑区西橋本３丁目８番43号　Ｋコーポ西橋本102号
債務者　長尾　宣子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２４２号
神奈川県座間市明王４番地の６　パレーシャル102号
債務者　日原しづ子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２４９号
相模原市中央区相模原６丁目３番20号　パレ・ドール相模原607
債務者　谷尾　　玲
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２５０号
相模原市中央区富士見４丁目11番１号　フレンドリーパレス２Ｃ
債務者　和田喜久男
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２５１号
相模原市中央区富士見４丁目11番１号　フレンドリーパレス２Ｃ
債務者　和田　頼子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第８７号
岡山県笠岡市吉田2815番地９　コーポ笠岡Ｈ４棟307号室
債務者　岡野　弘恵
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係